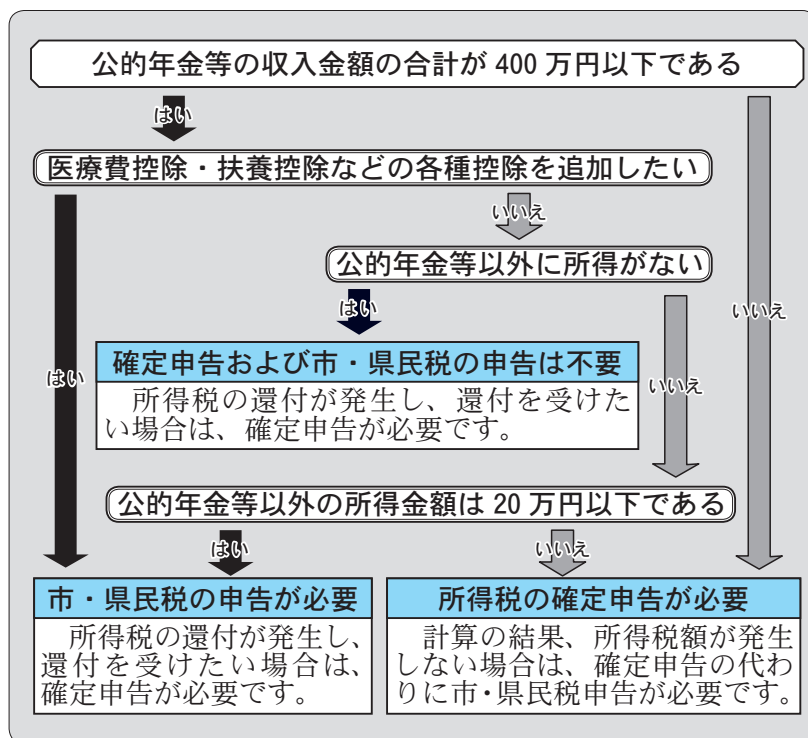


公的年金等の収入金額が 400 万円以下の人へ

公的年金等の収入金額の合計が 400 万円以下で、かつ公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が 20 万円以下の場合には、所得税の確定申告をする必要はありませんが、配偶者控除、扶養控除、社会保険料控除、生命保険料控除、地震保険料控除などについて、市・県民税の申告をすることで税額を低く抑えることができる場合があります。ただし、所得税および復興特別所得税の還付を受けるためには確定申告が必要です。

※申告が必要かどうかについては、右図をご覧ください。



ふるさと納税ワンストップ申告特例の申請をした人へ

ワンストップ申告特例の申請をした人が、医療費控除の追加などにより、確定申告や市・県民税申告を行った場合や、5 か所を超える自治体にワンストップ申告特例の申請を行った場合は、特例申請が無効となりますので、確定申告や市・県民税申告の際に、忘れずに寄附金控除をしてください。

問合せ 税務課市民税担当 ☎ (43) 1111 内線 133 ・ FAX (43) 1125

大中落浚渫工事に伴う 交通規制のお知らせ

水害予防のため、中 5 丁目地内の大中落内の浚渫工事(河川内の堆積土を取り除く工事)を行います。

この工事に伴い、工事作業中は右記区間を全面通行止めとさせていただきます。

他路線への迂回について、ご理解とご協力をお願いします。

工事期間 2 月上旬～下旬
※ 2 週間程度を予定していますが、天候の状況などにより、工事を順延する場合があります。

工事時間 午前 9 時～午後 5 時

交通規制 工事作業中は、全面通行止めとなります。



問合せ 道路河川課 ☎ (43) 1111 内線 554 ・ FAX (42) 9115

